

政令第 号

旅行業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「六千五百円」を「一万三千円」に改め、同項第二号中「五千八百円」を「八千円」に改める。

附 則

この政令は、令和七年六月一日から施行する。

理由

総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験について、その実施に要する費用を勘案し、受験手数料の額を改定する必要があるからである。